

○ 農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第6 採択要件</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 機構集積推進費（定率助成の事業種類の欄の（15）に掲げる内容のものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、第7の2の（8）の機構集積推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業対象農用地（機構が農地中間管理権を有する、又は、農業経営等の委託を受けているものに限る。）について機構が本事業の<u>申請日（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項（同法第87条の3第7項（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき土地改良事業計画を定めた旨の公告を行った場合</u>にあつては、<u>当該公告の日又は申請日のいずれか早い日</u>）において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること。</p> <p>(3) 事業対象農用地は、5ヘクタール未満<u>である</u>こと。</p>	<p>第6 採択要件</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 機構集積推進費（定率助成の事業種類の欄の（15）に掲げる内容のものをいう。以下同じ。）の交付を受けようとする場合には、第7の2の（8）の機構集積推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業対象農用地（機構が農地中間管理権を有する、又は、農業経営等の委託を受けているものに限る。）について機構が本事業の<u>申請日</u>において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること。</p> <p>(3) 事業対象農用地は、5ヘクタール未満かつ<u>地域計画内において担い手に集積し国費が投じられている基盤整備事業を実施している農地面積の3分の1以下となる</u>こと。</p>

(4) (略)

(5) 事業完了後3年以内に、本事業の実施後における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業を実施している農地の収益性が、本事業の実施前における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業の実施前の農地の収益性に対し、20パーセント以上向上すること。ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこととする。

ア (略)

イ 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、次のいずれかを満たすこと。

(ア) 米の生産コストが60キログラム当たりおおむね9,500円を下回ることが見込まれること。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 事業完了後において区画の面積が1ヘクタール以上となる農用地の面積の合計が、受益面積の1/2以上を占めること。

(6) 受益地内の作付面積に占める、米又は麦・大豆等の畑作物を作付けしている面積の割合がおおむね8割以上である地区においては、事業完了後において経営する農用地の面積が1ヘクタール以上となる受益農業者が、受益農業者のおおむね1/2以上を占めること。

6～8 (略)

#### 第11 その他

本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に

(4) (略)

(5) 事業完了後3年以内に、本事業の実施後における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業を実施している農地の収益性が、本事業の実施前における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業の実施前の農地の収益性に対し、20パーセント以上向上すること。ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこととする。

ア (略)

イ 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、次のいずれかを満たすこと。

(ア) 米の生産コストが60キログラム当たりおおむね9,600円を下回ることが見込まれること。

(イ)・(ウ) (略)

(新設)

(新設)

6～8 (略)

#### 第11 その他

本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に

該当する場合については、土地改良法に基づき実施するものとする。

該当する場合については、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地耕作条件改善事業実施要綱第6の5の規定に基づき、機構集積推進費の交付を受けて事業を実施している地区に係る当該規定の適用については、なお従前の例による。